

# 2015合同教育研究全道集会

## 開催要項

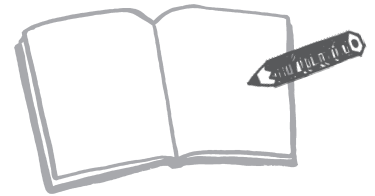
- ◆戦後70年、被爆70年、子どもたちに平和な未来をひきつごう
- ◆子どもたちが主人公の学校づくりを創造し、  
「競争と管理」の教育を切り替える筋道を考えよう
- ◆学問・教育の自由を守り、教職員が希望をもって  
教育できる学校の姿を共に描き出そう
- ◆貧困と格差が広がる中、子どもや若者の  
豊かな成長、発達のため何ができるのか考えよう
- ◆憲法と子どもの権利条約が生きて輝く  
教育・学校・社会を、学び語ろう
- ◆3.11から4年半、被災地の復興と原発ゼロをめざす  
とりくみと呼応した動きを考え合おう

### |も|<|じ|

2015年合研開催にあたって	02
運営要項	04
基調提案	07
分科会の研究課題・分科会役員	12
広告	22
日本国憲法(抜粋)・子どもの権利条約(抜粋)	31

# いまこそ「学校で憲法を、学校から憲法を」 ～今集会で議論、共有したい課題と展望～

代表委員 國田昌男



## 1. 「学ぶこと」「成長すること」の意義が問われている“いま”

「上からの教育改革」が矢継ぎ早に降ってきて、ついていくのがやっと—2013年以降、教育再生実行会議による提言が矢継ぎ早に出され、それらが十分な審議もなく政策化されていくなか、学校現場は対策に追われ自らの授業や教育課程を検証する暇もない、という声が漏れ聞こえてきます。「教育委員会制度等の在り方」（第2次提言）が変更され各地域で「教育大綱」が検討されていますが、現教育基本法（2006年）や第2期教育振興基本計画を「斟酌」してという方向が示されています。これは国の方針を地域においても貫こうとする、いわば教育の中央集権化をねらった「改革」です。北海道の「総合教育大綱（素案）」では、「ふるさと教育の充実」として「郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育む」ことが示され、「日本人・北海道人としてのアイデンティティーと異文化に対する寛容性を併せ持つ『グローバル人材』の育成」をうたっています。まさに、アベ政治がめざす「戦争する国」「世界で一番企業が活躍しやすい国」を支える「人材育成」に教育を特化させようというねらいと合致しています。

平成26年版子ども・若者白書「特集 今を生きる若者の意識～国際比較から見えてくるもの」では、日本・韓国・アメリカ・英国・ドイツ・フランス・スウェーデン7カ国の満13～29歳までの男女1,000人程を対象にインターネット調査を行った結果を掲載しています。「自己肯定感」では「日本の若者は諸外国と比べて、自己を肯定的に捉えている者の割合が低く、自分に誇りを持っている者の割合も低い」のが現状です。「自分に満足している」では他国は72～86%なのに対し日本は45.8%と圧倒的

に低く、「自分には長所がある」との回答も他国は75～93%なのに対し69%にとどまっています。「意欲」に関しては、「日本の若者は諸外国と比べて、うまくいくかわからないことに対し意識的に取り組むという意識が低く、つまらない、やる気が出ないと感じる若者が多い」としています。

この結果を前に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（現教育基本法第1条）ではなかったのか、と問い直す同時に、47教育基本法から削除された「真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた」をどのように追求するか、真摯に議論すべきと考えている人は多いのではないのでしょうか。

## 2. 「タテ」から「ヨコ」へ、18歳選挙権という“福音”

今年6月の公職選挙法「改正」、施行によって投票年齢が引き下げられ、来年7月に予定される参議院選挙から18歳選挙権が実現します。それを見据え総務省・文科省は「私たちが拓く日本の未来～有権者として求められる力を身につけるために」という補助教材を12月までにすべての高校生に配布する準備をしていますし、「活用のための指導資料」も高校教員に配布する予定です。また、文科省は、高校生の政治活動を禁止したいいわゆる「69通達」を見直す方針で、高校生のデモや集会への参加といった政治活動は、学校外なら原則として認めるといった内容の通知を準備しています。しかし、留意すべきは、ともに「有権者教育」という「型」にとどめ、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重され

なければならない」(現教育基本法第14条)はずの主権者教育に制限を設けようとしていることです。

10月5日、文科省は「69通達」見直しに係る関係団体ヒアリングを行いました。全国高校PTA連合会長は、「教育基本法の第一は政治的教養の推進」のはずだが「罰則が強調され『政治的中立』という言葉が一人歩きし、我々も含め60年代前半は政治問題に触れないようにした」ことが「政治的関心の低下を招いた」、「大人も一緒に政治的教養を高めることが必要」で「できるだけ制限・禁止しないよう」と注文をつけました。また、同会が提出した意見書では、「論争的問題のアプローチ」に関して「(論争的問題の教育は)知識習得に傾斜しすぎた日本の中等教育を是正するための突破口となる方法論であり、今後の学校教育のみならず社会全体で意識し追求すべき方法である」、「生徒を信じ、生徒自身にしっかりと政治・社会・経済などの現実の諸問題を考究させる姿勢と度量が社会全体に求められている」とまで指摘しています。この意見は、教育を「人材育成」という選別と競争による新自由主義を貫こうとする「タテ型社会」から、自治を育むべく議論を交わし主権者意識を形成しようという「ヨコ型社会」への提言と解することができます。

### 3. 民主、立憲、平和主義の快復へ

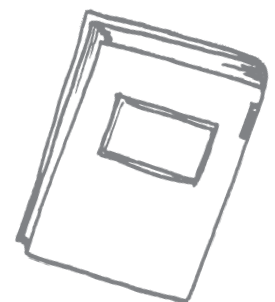
札幌・屯田に「屯珍館」(とんちんかん)という児童会館があります。利用者である子どもらと設計専門家、市の担当者による協議で設計、利用方法の調整や運営の仕方、館名を決めました。十勝・池田町議会は、地元高校生に地方自治を理解してもらおうと議場を開放し模擬議会を行っています。「若者の地元雇用」「高校への給食導入」などを高校生議員が町長役生徒に一般質問し、「TPPの交渉状況の公開を求める意見書」「集団的自衛権に関わる法案の慎重審議を求める意見書」などを趣旨説明し、議論しています。苫小牧東高校では、生徒会主催で憲法記念日にちなみ1970年から憲法講話を実施して、今年は「自衛権とは」「政府見解」「安保見直し法案」などを大学から講師を招き学んでいます。

「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方」(教育実行会議第7次提言)では、伝統的な一斉授業による教員からの伝達と説明と生徒の暗記を基本とする教育では、21世紀の国際経済

競争から脱落する危機感から、「アクティブラーニング」による学びの質の転換を唱えています。これらは立派にその要請に応えるだけでなく、子どもの権利条約にいう「意見表明権」を保障する学びであることもわかります。いずれも事前学習と議論を重ね、時事問題が自身の生き方と生活に深く関わることを理解し、関心を持つ機会になっています。国が進進しようとする「教育改革」の枠や方向性を乗り越える実践が子どもらの学びを豊かにし、主権者としての自覚を育んでいきます。

安保関連法制が強行可決されました。このことによって、戦後70年培ってきた立憲主義、民主主義、平和主義という価値基準が大きく転換させられました。しかし、国民の6割がこの国会での成立を非とし、8割が説明不足として異を唱える中での強行はクーデターでしかありません。これを是とするか否かは今後の国民の行動にかかっています。これから成人する子どもらは勿論、既に大人となっている人々とも国民主権とはどういうことを改めて認識する好機です。子どもらの成長を考えると、主権者としての自覚と「平和な国家及び社会の形成者」(47教育基本法)として自らがいかに行動していくかという思想を育むことが重要になるのは論を待ちません。18歳選挙権実現にあたって、高校生の政治活動は抑制的であるべきだという主張は、国民主権の何たるかを基本的に理解し直す必要があるといわざるを得ません。子どもらが主権者として成長することを支え、ともに、大人である自らも改めて主権者たり得る行動を身につけていくこと、それが立憲主義、民主主義、平和主義を快復する道筋になると考えます。

全道各地から参加されるすべての皆さんが、こうした配慮の下に大いに議論し、具体の行動に足を踏み出す契機に今集会がなり得ることを期待して、開催にあたってのあいさつといたします。



# 運営要項

## 1. 基本目標

平和を守り、真実をつらぬく  
民主教育の確立をめざして

## 2. 名 称

2015合同教育研究全道集会

## 3. 主 催

2015合同教育研究全道集会実行委員会

## 4. 実行委員会加盟団体及び役員

(1) 2015合同教育研究全道集会実行委員会  
加盟団体 (46団体)

全大教北海道 道私教組 全北海道教職員組合 北海道高等学校教職員組合連合会 札幌保育労働組合 福祉保育労組北海道地方本部 建交労北海道本部 建交労札幌学童保育支部 勤医労 札幌市学童保育連絡協議会 新婦人北海道本部 共同映画社 道労働者学習協議会 自由法曹団 憲法会議 道平和委員会 キリスト者平和の会 子どもと教育・文化道民の会 北海道子どもセンター 道民間教育団体連絡協議会 日本国民救援会北海道本部 北海道高等学校退職教職員の会 北海道新英語教育研究会 高校国語サークル A A L A 連帯委員会 日中友好協会 障道協 札幌郷土を掘る会 北海道合唱団 出版労連札幌地協 劇団さっぽろ 北海道労働組合総連合 札幌地区労連 道医労連 高校センター教育研究所 全障研北海道 ウィルタ協会 札幌保育連絡会 トポス 全北海道退職教

職員の会 少数民族懇談会 北海道フリースクール等ネットワーク 日本民主青年同盟北海道委員会 安保破棄北海道実行委員会 働く人びとのいのちと健康をまもる道センター 北海道機関紙協会

(2) 代表委員

姉崎 洋一 (全大教北海道)  
内田 信也 (自由法曹団)  
國田 昌男 (道高教組中央執行委員長)  
川村 安浩 (道教組執行委員長)

(3) 世話人

姉崎 洋一 (北海道大学)  
上原 慎一 (北海道大学)  
須田 勝彦 (元北海道大学)  
前田 賢次 (教育大札幌校)  
馬場 雅史 (DCI 札幌)  
二通 諭 (札幌学院大学)  
片山 一義 (札幌学院大学)

(4) 事務局

事務局長 関原 文明 (道高教組)  
事務局次長 新保 裕 (道教組)  
事務局員 飯塚 正樹 (道高教組)  
北村 亮一 (道高教組)  
大島 雅明 (全大教北海道)  
亀谷 学 (道高教組)  
近藤 優子 (道高教組)  
佐々木 瑛 (道高教組)  
柳 憲一 (北海道子どもセンター)  
山内 雅 (道民の会)



## 5. 開催日

2015年11月7日(土)・8日(日)

## 6. 開催会場

テーマ討論 札幌学院大学 江別市文京台11  
分科会 札幌学院大学  
教育の夕べ 札幌学院大学 S G U ホール

## 7. 集会の日程

11/7 (土)	9:00	9:45	12:15	13:30	16:15	16:30	18:30
	受付開始	テーマ 討論	昼食 共同研究者・ 司会者会議 運営委員会	分科会			教育の夕べ ・挨拶 ・記念講演
11/8 (日)	9:30	12:00	13:00	15:00			
	受付開始	分科会	昼食	分科会			

## 8. 分科会

- 第1分科会 国語教育
- 第2分科会 外国語教育
- 第3分科会 社会科教育
- 第4分科会 数学教育
- 第5分科会 理科教育
- 第6分科会 美術教育
- 第7分科会 書教育
- 第8分科会 音楽教育
- 第9分科会 技術・職業教育
- 第10分科会 家庭科教育
- 第11分科会 保健・体育教育
- 第12分科会 総合学習・生活科
- 第13分科会 教育課程と子どもの学力・評価
- 第14分科会 学校と家庭の生活指導
- 第15分科会 教育条件確立の運動
- 第16分科会 子ども、父母参加の学校づくり
- 第17分科会 地域における子育て・学習運動
- 第18分科会 地域と学校の文化・スポーツ活動
- 第19分科会 国民のための大学づくり
- 第20分科会 障害児・障害者の教育と福祉
- 第21分科会 環境・公害と教育
- 第22分科会 平和・憲法、人権・民族と教育
- 第23分科会 子ども・青年の発達と教育
- 第24分科会 不登校・登校拒否・高校中退

## 9. 教育の夕べ

### (1)開会集会

主催者あいさつ 姉崎 洋一 代表委員

### (2)記念講演

「原発、沖縄基地、憲法、教育…

～日本の将来、北海道の未来～」

講師：池澤 夏樹さん（小説家、詩人、北海道文学館館長）

### 【講師紹介】

1945年帯広市生まれ。『スティル・ライフ』で芥川賞、『マシマス・ギリの失脚』で谷崎賞など受賞多数。著書には『憲法なんて知らないよ』というキミのための「日本の憲法」など多数。2014年8月より、北海道立文学館館長に就任。同年10月、過去に元従軍慰安婦の偽証言を報じた北星学園大学非常勤講師植村隆氏の解雇に反対する「負けるな北星！の会（マケルナ会）」を結成。「たくさんの人が一人の人を非難している。その非難に根拠がないとしたら、もっとたくさんの人が立ち上がってその人を守らなければならない。」と発言している。朝日新聞連載中のコラム「終わりと始まり」では、原発、沖縄、憲法など政治動向を題材として取り上げ、それぞれの奥に隠れた原理に光を当てている。

## 10. テーマ討論

### (1) 戦後70年、憲法と平和を考える

～学校・地域・職場で～

子どもたちと学びたい平和、憲法学習について、どのようなとりくみが行われているのか、高校の先生から話題提供してもらいます。国語の教科書から、戦争について学ぶ平和教材が減り、教科書検定制度改悪により政府見解に基づいた記述を要求され、歪曲された歴史を記述する社会科教科書もあります。そのような厳しい状況の中、先生方は授業実践で躊躇したり悩んだりしています。参加者の皆さんで「平和学習」「憲法学習」の成果、課題、苦悩などを交流しましょう。

また、戦後70年、国会における安保関連法の強行採決をめぐる、弁護士、保護者の立場でこの状況をどう考えているのか、子どもや・若者たちにどのようなことを伝えていきたいのか、学校教育に期待することなどを話題提供していただき、参加者の皆さんと共に考えていきましょう。

#### ◇コーディネーター

黒澤 幸一（北海道労働組合総連合議長）

#### ◇パネラー

箕口 一哲（帯広農業高校）

神保 大地（さっぽろ法律事務所）

金倉かずさ（安保関連法に反対するママの会@北海道）

## (2) 18歳選挙権の実現、 私たちはこんな力を身につけたい

念願だった18歳選挙権が実現しました。私たちは、選挙権をもった青年たちとどのように向き合っていくべきでしょうか。学校だけでなく家庭や社会などさまざまな局面で、どのような学習の場を保障していくことが求められるのでしょうか。学校現場には18歳選挙権実現や高校生の政治活動に対する否定的意見が少なからず存在しています。18歳選挙権実現を意義あるものにするためには、「管理と競争の教育」が学校現場にすり込んできたこれらの感覚を払拭しなくてはならないのではないでしょうか。

このテーマ討論では、パネラーの若者たちから18歳選挙権実現に対する生の声を発表してもらいます。彼らの思いを受け止め、彼らの期待に応えつつ、学校で、家庭で、社会で何をすべきなのかを参加者全員で深めたいと考えています。18歳を主権者として迎えることで、学校や教育全体、ひいては社会全体にどのような変化をもたらすかについて大いに語り合いましょう。

### ◇コーディネーター

松代 峰明(旭川南高校)

### ◇パネラー

堀 紘子(保育士)

西 穂波(青年)

## (3) インクルーシブな教育づくりの方向性

2007年に法制度化された特別支援教育も8年目を迎えています。この間、様々な形で「上からの(特別支援)教育改革」が進められて来ました。小中高校の各段階で、各校に委員会を作り、コーディネーターを配置したので「各校の体制が整った」と言うのが道教委の主張ですが、現実には各学校で特別な教育的ニーズのある子へのケアは、どのように行われているのでしょうか？高校での特別支援学級設置の必要性は？「新しい高等部の在り方」報告で高等養護はどう変わるの？様々な話題について、現場の教職員から報告を頂き、参加者と交流討論したいと考えています。大勢のご参加をお待ちしております。

### ◇コーディネーター

戸田 竜也(教育大釧路校)

### ◇パネラー

三田村祐二(新篠津高等養護学校)

菊地 信二(幕別高校)

池田 考司(奈井江商業高校)

山本 仁史(北見市立西小学校)

## (4) 道徳の「特別の教科」化にどうむきあうか ～私たちの求める道徳教育とは～

安倍「教育改革」は、国民の思想・価値観などを統制、管理、強化するために「道徳の教科化」を推し進めています。一方で、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」(「新学習指導要領総則 解説」と言いつくろいます。

「道徳」の教科化を目前にした今、特定の教育観・教育理論を前提にせず、「道徳教育」のあり方、様々な教育活動と「道徳教育」の関連、「特別の教科 道徳」の授業づくりなどについての真摯な学び合いと交流が求められています。

◇コーディネーター 谷 光(北海道子どもセンター)

原田 勇(北海道子どもセンター)

柳 憲一(北海道子どもセンター)

◇提起者

内藤 修司(稚内東小学校)

## (5) 教科書は「アイヌの歴史」を どのように記述しているか

今年4月、来年度使用の中学校教科書の文科省検定結果が公開されました。その中で、某社の教科書(歴史分野)の「北海道旧土人保護法」について、検定で「土地を与えた」という記述に変えられました。皆さんはこれをどのように受け取られたでしょう。

今回のテーマ討論では、中学校教科書(歴史分野)8社の全アイヌ史の記述を比較検討しながら、参加者みんなでチャランケをします。今日、子どもたちにどのようなアイヌ史像を贈るべきか、実践上の筋道を探ります。

◇総司会 清水 裕二(少数民族懇談会)

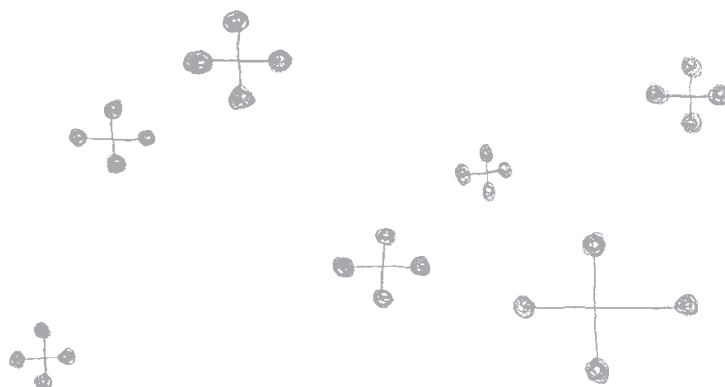
◇報告者 滝沢 正(北海道歴教協)

# 基 調 提 案

事務局



- 1 戦後70年、子どもたちに平和な未来を手渡すため、子ども、教職員、地域の人々の平和のとりくみについて学び、語り合しましょう
- 2 貧困と格差が広がる中、子どもや若者の豊かな成長、発達のために何ができるか語り合しましょう
- 3 憲法と子どもの権利条約が生きて輝く教育・学校・社会を学び、語り合しましょう
- 4 学問と教育の自由を守り、教職員が希望をもって教育できる学校の姿について語り合しましょう



# 1

## 戦後70年、子どもたちに平和な未来を手渡すため、 子ども、教職員、地域の人々の平和の とりくみについて学び、語り合きましょう

9月19日未明、政府・与党は国民の圧倒的な反対の声を黙殺し、安保関連法を強行成立させました。ほとんどの憲法学者、全ての弁護士会に加え、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官までが明確に違憲と断じ、1万4000人を超える学者、140超の大学「有志の会」が反対を表明するなかで、国会内の数の力によって採決が強行されました。この間、立憲主義と平和主義を守る立場から、労働組合や市民運動が総結集し、宗教者の共同の輪が大きく広がりました。SEALDsをはじめとする学生・青年の組織、高校生グループや「ママの会」など、自覚的・自発的な運動があらゆる階層・あらゆる世代で急速に拡大し、国会前をはじめ、全国各地で反対集会やデモが数千数万人規模で繰り返されました。立憲主義、平和主義、民主主義、国民主権の理念が国民の中に深く強く根づいていることが再確認され、「戦争法」成立後も、法の廃止を求める運動が拡大し続けています。

安倍政権は「戦争する国づくり」と一体に、沖縄・辺野古の新基地建設を推進しています。これに対して、翁長沖縄県知事は9月、政府との1か月間の集中協議の決裂を受け、辺野古新基地建設のための埋め立て承認の取り消しを表明しました。国連人権理事会では、米軍基地が沖縄県民の人権と自己決定権を侵害していると主張し、新基地建設阻止にむけて国際社会での発信・協力を追求していくと語りました。「新基地NO」の「オール沖縄」の民意と、国内外の連帯の広がりが翁長知事を支え、確実に安倍政権を追い詰めています。

九州電力は、8月に川内原発1号機、10月には2号機の再稼働を強行しました。不十分な火山噴火対策や、自治体に丸投げした事故の避難計画など、問題が山積するなかでの拙速な判断です。福島原発事故の収束と被災地の復興の目はたたず、10万人にのぼる避難者の生活と生業の再建はすすんでいません。全国の原発が停止していたこの2年間、電力不足が生じなかったにもかかわらず、安倍政権は2030年度の原子力の比率を22～20%とする目標を決定しました。政府の無責任な姿勢への批判が高まるなか、原発再稼働反対の声は依然として国民の過半数を超え、全国各地で毎週金曜日の反原発アクションが粘り強く継続されています。

命と暮らし、平和的生存権を守るために、「軍事基地

NO」「原発ゼロ」を求めて展開される地域の運動、職場のとりくみ、学校での教育実践を語り学び合きましょう。

戦後70年「安倍談話」は、「侵略」「植民地支配」「反省」「おわび」の言葉をちりばめていますが、日本の侵略と植民地支配を首相自身の言葉ではっきりと認めることを巧妙に避けています。日本軍「慰安婦」の問題にも直接的な言及はなく、謝罪の表明もありません。日本の戦争と植民地支配の加害の事実を直視せず、今後の世代に「謝罪を続ける宿命を負わせてはなりません」とまで述べ、「村山談話」の立場を実質的に放棄する内容となっています。

こうした「安倍談話」の歴史認識の歪みは、政府の統一見解に基づく記述を求める教科書検定、育鵬社・自由社の歴史・公民教科書の採択運動と一体となって、歴史修正主義を拡散させ、ヘイトスピーチ（差別扇動行為）の容認や反韓・反中感情の助長につながる危険性があります。「旧土人保護法」（1899年）について、「アイヌの人々の土地を取り上げて」と歴史的事実に基づき記述した教科書に、「生徒が誤解するおそれがある表現」として、検定意見がつけられた事実も、歴史を歪曲する重大な問題です。

被爆70年の4月、ニューヨークの国連本部でNPT再検討会議が開催されました。1000人を超える日本原水協代表団がニューヨークに結集し、核兵器禁止条約の交渉を求めた「核兵器全面禁止アピール」署名630万筆を国連に提出しました。米英などの反対により、最終文書を採択できずに閉幕したものの、核兵器の非人道性を告発し、その使用禁止と廃絶を訴える声明が159か国の賛同で発表されました。被爆者の平均年齢が80歳を超えるなか、「核兵器廃絶」を求める国内外の草の根の運動がいつそう重要となります。

「戦争法」の発動と憲法9条改正を許さず、平和憲法に基づく「戦後」を継続するために、今こそ戦争と植民地支配の真実、被爆の実相を学び直し、語り合い、次世代に継承していくことがますます重要です。「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」という本集会の基本目標に立ち返り、学校、職場、地域の実践、研究、運動を深く広く交流し合しましょう。



# 2

## 貧困と格差が広がる中、子どもや若者の豊かな成長、 発達のために何ができるか語り合しましょう

社会全体の**貧困や格差**が深刻です。離婚率が3割を超え、**ひとり親家庭**での仕事と子育ての両立が難しく、「母に**虐待**され、母の前ではいい子を演じている。学校では暴力をふるい、パニックになる」など、**貧困**とあやうい人間関係の中で、大人も子どもも将来が見えなくなっています。原発被災避難家庭に関わり、「子どもの悲鳴が聞こえるとの知らせに駆けつけると『強く注意し過ぎちゃった』と部屋に閉じこもりがちになっている母親が、子どもにストレスをぶつけていた」との報告もあります。札幌では、園庭のない保育園がJRガード下に開設され、大規模学習塾が駅前一等地で競争し、放課後子どもデイサービスが乱立するなど、**保育や教育の市場化**が進んでいます。一方、檜山・上ノ国町では、30年後の人口が半分以下になると試算される中、町ぐるみの子育て・教育への支援が進められ、18歳までの医療費無料に加え、乳幼児の保育料・学童保育料無料、小・中学生の給食費無料を実現しています。子どもを取り巻く**貧困・格差**の現実を語り合しましょう。

日本の教育への公的支出(GDP比)は、OECD加盟国の中で5年連続最下位です。文科省は2016年度予算概算要求策定にあたって、**35人以下学級**について「日本政府・国民の中では常識になっていない。実態から行くと35人下学級の全面的打ち出しは時期尚早」と答え、35人学級の前進という国民的要求に取り組もうとしていません。一方、グローバル人材育成のためと、小学校からの英語教育強化事業や、スーパーグローバルハイスクールの拡大、国立大学を学長指導による大学組織再編を加速させる予算配分の推進などを進めています。子どもを育てている家庭では、義務教育段階から家計負担教育費が増大し、高校・大学段階では過酷な負担になっています。「出産・子育てへの**経済的支援**を求める」(49.5%：札幌市子ども未来局アンケート)という声が大きいのです。無利子の奨学金(第1種学資金)は、16.2万人の希望者に対し3.2万人にしか貸与されていません。滞納者が52.2万人に及び、3ヶ月滞納でブラックリスト入りすると脅されています。3年目を迎えた年収910万円以上程度の世帯の高校生から徴収した授業料で非課税世帯の高校生に「奨学給付金」を支給するという「高等学校等就学支援金制度」は、学びを「権利」から「施し」に変質させています。北海道の公立学校では、精神的な健康に不安を持っている教職員が増大し、**教職員の精神疾患**による休職者は、高止まりのまま推移(216人：2013年度)しています。労働時間の縮減、やりがいの持てる学校環

境が必要であり、小・中・高での35人学級実現と教職員の増員が緊急に求められています。日本の教育予算の現状とゆきとどいた教育を進める取り組みを交流しましょう。

最近の子どもは何をするかわからないと、子どもたちを「犯罪予備軍」とみる**ゼロ・トレランス**、「**道徳教育**」の名のもとで自己責任・ルール・マナーの強要が進められています。**不登校・登校拒否**のこどもたちによりそい支えるために、多様な運営の主体や方式のフリースクールなどが、子どもの生活と学ぶ権利を保障する場づくりのため、地道な努力を重ねています。一方、「多様な学び保障法(案)」を進める取り組みには、公設民営学校導入の危険性などを指摘する声もあります。「『退学者』や『卒業生』さらには『不登校の生徒』などへのサポートは教員の仕事ではないと考える傾向」が広がっているという指摘もあります。一方、若者サポートステーションなどとの連携を模索して、「**引きこもり**」や就労につまずいた**若者支援**が取り組まれ、多様な人との関わり、社会参加の場と機会、役に立つ実感などを通じて、地域の大人や友人とともに育っていく取り組みが進んでいます。子ども・若者によりそい、自立を支える取り組みを語り合しましょう。

地域づくりと関わり、「『つながり』『語り合い』『ありのまま表現する』『問いをたてて探求する』『子どもが主体で学ぶ』などを土台にした、『**学びづくり**』を考え、将来、どこに行ってもある程度適応していけるような『学力』を身につけてほしいという保護者の願いを包み込むような授業づくりを考えていくことが大切だ」と報告されています。「社会のことを自分で読み解き、社会と自分自身の人生をつくる力を獲得することがみんなには必要不可欠です。……」という高校・公民のシラバスが紹介されています。「『からだ』の訴えに『応える』ことを繰り返す…長いつきあい」の「おかげで『子どもたちの生きる世界を深く知ること』『子どもたちを支えようとする広範な人々とつながること』を学んだ。…彼らの歩む道を、驚いたりたじろいだり困惑したりしながらでも、共に歩いてみる必要があるだ」(高校・養教)と報告しています。子ども・若者の豊かな成長・発達に向き合う多様な取り組みが進められています。**子ども・若者の成長・自立**を願う地域住民・保護者・教職員の多様で着実な一歩一歩の営みを語り合い、学びあいましょう。

(「 」内は、2014全道合研究実践報告から)



# 3

## 憲法と子どもの権利条約が生きて 輝く教育・学校・社会を学び、語り合きましょう

国連子どもの権利委員会が指摘する競争主義的な教育制度の改革にあえて背を向けているのが安倍教育改革です。全国一斉学力テストと学力向上策、土曜授業、小中一貫教育、英語教育の早期化など、教育に対する行政の押しつけが強まり、学校現場の自由や自主性が圧迫されています。全国一斉学力テストの結果を内申書に反映させるとした大阪府知事の暴挙を文科省は単年度限りではあるが追認しました。高校への「基礎学力テスト」(2019年度)と「学力評価テスト」(2020年度)の導入の動きは、「学指導要領準拠」を高校現場に徹底させることで、すべての高校生を競争の渦に巻き込み、いっそうの序列化をもたらします。少子化のなかで受験産業による子どもの囲い込み競争が熾烈となり、北海道でも難関志望校名を掲げた模擬試験が一般的になるなど受験競争は激しさを増しています。

道・道教委が10月末に発表した北海道総合教育大綱(案)には「日本国憲法」「平和」「民主的」という語句は全編を通じ一言もありません。「人材」という語句は頻出しても「個人」はほとんど出てきません。教育の理念のいちじるしい後退が懸念されます。

90年代半ば以降、急速な新自由主義的「改革」のなかで、格差の拡大と結果の「自己責任」を受容する雰囲気ひろがりました。教師は「教育サービス提供者」、生徒と保護者は「サービスの消費者」という感覚が生じ、生徒・保護者・教職員は本来ともに学校教育を創り上げる主体であるという意識が薄れました。この変化が「**管理と競争の教育**」を蔓延させる下地となっています。

これらの下地を塗り替え、子どもたちが人間として尊重される教育・学校を創り上げ、とりまく困難性を打開していく道は、保護者・国民・教職員の共同の力に依拠した「**参加と共同の学校づくり**」にあります。学習指導要領の総則には、教育課程は学校で編成するものと明記されています。それは子どもたちの現実から離れて教育は成り立たないという教育の条理でもあります。学校現場で同僚性を意識的に追求しながら議論を積み上げ、実践の方向性を明らかにしようとする姿勢を貫きつつ、授業や学校行事をはじめ教育課程・学校づくりを保護者・地域住民・生徒参加でどのように進めていくか、多くの分科会で議論を深めようではありませんか。それは憲法や子

どもの権利条約を活かし、子どもたちの願いにもとづき、共同の力を発揮していくことに他なりません。「参加と共同の学校づくり」が、押しつけの教育をはねかえす力を内包しているのは、まさにこの点にあります。

授業は教育の基本です。学びの場に共同の関係をつくりつつ、自己肯定・信頼関係のなかで学力の形成をはかることなしに「**豊かな学び**」「**確かな学び**」は保障されません。子どもたちが誰でも持っているにちがいない「**充実した授業を**」という願いに、まっとうに応える教育実践とはどのようなものか、大いに議論しましょう。

学力テスト体制が授業を変質させ、学校行事を削減させ、教師たちを多忙化のなかで消耗させている状況に抗して、部活動・学校行事など共同・連帯のドラマを創り出すことが可能な領域が存在することを、再確認することが大切です。自分の思いが他者によって受けとめられたり、他者の意見や思いを聞き相互理解できたり、対話・交流を通じて学校が安心と楽しさの場となることは、「**管理と競争の教育**」への明確な対抗軸となります。地域での**文化活動やスポーツ活動**も含め、子どもたちが様々な表現活動を通じて成長していく姿や、大胆に活動に挑戦して仲間を広げていく姿などを持ち寄り交流しましょう。子どもたちが学校・学級の主体者・当事者として**教育活動のなかで民主主義を体験**し、その成果を享受できるような実践を意識的に追求していくことが求められます。

2014年に批准された国連「障害者権利条約」は、障害のある人の尊厳と権利を保障する画期的な人権条約です。**インクルーシブ教育**の対象は、障がい者のみではなく、いじめ、不登校やひきこもり、経済的な困難など家庭環境の困難を抱える場合、慢性疾患などの病気なども含めた特別なニーズを持つ子どもたち全てと考えるべきではありません。厳しい競争のなかで教室に居場所を失い特別支援学級や学校に希望を託そうとする発達障害をかかえた子ども・保護者が増加するなか、**高校における特別支援教育**が必要な生徒への指導体制の構築も視野に入れつつ、インクルーシブな教育の裾野を一步一步広げていく取り組みを交流しましょう。

# 4

## 学問と教育の自由を守り、教職員が希望を持って教育できる学校の姿について語り合きましょう

公職選挙法改正により**18歳選挙権**が実現し、来年夏の参議院選挙から18・19歳の約240万人が有権者に加わるようになります。文科省は高校生用副教材の配布を予定していますが、自主的・民主的な主権者教育を管理・統制するものになる恐れがあります。国家主義や自己責任を押し付ける「主権者教育」ではなく、**民主的な主権者教育、市民教育**（シティズンシップ教育）を学校教育で保障することが求められます。子どもたちの発達段階に即した自由な討論と、学校づくりへの主体的参加、**高校生や若者の政治参加**への促進と保障について議論を深めましょう。

小中学校の「道徳」を「特別の教科」とする学習指導要領改定が行われ、小学校では2018年度、中学校では19年度から実施されます。検定教科書を使用して徳目を教え、一人ひとりの子どもの心や道徳を評価し、国家権力が国民に特定の価値観や「官製道徳」を押し付けるもので、憲法の定める思想良心の自由を侵すことにほかなりません。また次期学習指導要領改定案では、「規範意識や社会制度などを高校生に教える新科目」として、高校公民で新科目「公共」の必修化も提示されています。民主主義社会の道徳は、個人の尊厳と人権を互いに尊重することを基礎に置いたものです。憲法の理念に沿った**自主的・創造的な市民道徳**を、学校教育全体を通じて育んでいくとりくみについて語り学びあひましょ。

安倍政権・文科省による「学力向上策」「土曜授業」など、職場での議論を抜きにトップダウンで教職員に押し付ける手法が広がっています。本来、学校や子どもの実態に合わせてつくるべき教育課程は、その自主性・創造性をしばられ、**学校・職場の息苦しさ**は増大しています。山口県の県立高校では安保法制に関する授業について不当な教育介入が行われ、教育長が謝罪という形でそれに屈しました。道立高校でも昨年、授業内容に道教委が介入し、学校長に説明を求めるなどの行き過ぎた管理・統制が行われました。そのような厳しい学校現場でも、子どもたちとの豊かな実践報告が寄せられています。全道各地の教育研究集会では、子どもたち、保護者、教職員の願いにもとづく教育を実現しようとするとりくみが粘り強く進められています。安倍「教育再生」の弊害から学校・

子どもたちを守り、子どもたちの学ぶ意欲・能力・個性を引きだすため、どうしたらよいかを学び合ひましょ。

6月、文科省は人文社会科学系や教員養成系の学部・大学院の「廃止や社会的要請の高い分野への転換」を求める通知を出しました。安倍政権がすすめる「成長戦略」の一環として、理系人材を求める財界の要求に応じたものです。日本学術会議が「(人文科学は)人間と社会のあり方を相対化し批判的に考察する」と指摘するように、人文科学系の役割は極めて重要です。国立大学で「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱が要請されるなど、権力の不当介入により、大学の教育や研究を方向付けることは許されません。**学問の自由と大学の自治**を守るとりくみについて交流しましょ。

昨年6月に公表された国際教員指導環境調査(TALIS)の結果は、**世界一多忙な日本の教員**の状況を大きく伝え、「仕事に忙殺されているうえ自己評価も低い」日本の教職員の実態が問題となりました。文科省は「業務負担軽減は重要」としながら、「メリハリある教員給与」の名のもと、**教職員の管理統制**を強めています。多くの教職員の献身的な犠牲によって学校教育は成り立っている現状について認識を共有し、社会問題となっている教員の多忙化を改善する手立てについて考えましょ。

文科省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置関する手引きの策定について」を1月に通知し、行政主導で**学校統廃合**をすすめようとしています。北海道では21%の市町村で小学校が1校しかなく、48%で中学校が1校しかありません。高校では2020年度に、0～1校の市町村が83%にもなる予定です。学校は教育機関として役割だけではなく、地域のスポーツ、文化、生涯教育、産業、防災の拠点であり、コミュニティの中核です。地教行法が「改正」され、教育に関する首長の権限が強化されましたが、子どもや保護者、地域住民、教職員の声が反映される**参加と共同の学校づくり**をすすめていくことが、**民主的な地方教育行政**を実現する第一歩です。学校と教育を、子どものすこやかな成長・発達を保障するものへと前進させ、ゆきとどいた教育を全道に広げるため、大いに議論を深めましょ。

# 分科会研究課題

分科会役員

## 第1分科会 国語教育

- (1) 国語教育の現状と中心課題
- ① 子どもの学力の実態と国語教育の現状
  - ② 改訂学習指導要領・道徳教育の強制など教科書の問題点と教育課程づくり・自主教材の内容充実
  - ③ 研究の組織化と日常のとりくみ
- (2) 日本語教育一・小・中・高の関連を明確にして
- ①日本語の基礎（音声・文字・語彙・文法・漢字漢語教育など）をどう教えるか
  - ②子どもの日本語の学力問題
- (3) 言語活動教育
- ①読み方教育・文学教育（文学的文章・現代文学・古典文学・説明的文学・評論教材）の内容と指導法
  - ②作文・つづり方教育（韻文・小論文などを含む）
  - ③自主教材の発掘・研究（憲法の教育・平和教育・北海道の文学）
- (4) 読み聞かせ・読書活動

### ◇共同研究者

荒木 美智雄（長沼高校） 馬場雅史（DCI 札幌）  
武田克伸（東海大札幌） 大原雅樹（札幌市東園小学校）

### ◇司会者

河野 晃（北見支援学校） 熊木啓二（有朋高校）  
斉藤鉄也（厚岸町太田小学校） 市来 健（江差小学校）

## 第2分科会 外国語教育

- (1) 外国語教育の現状と課題—生徒の学力の実態・外国語教育の現状と今後をとらえ、実践と研究を明らかにする
- ①外国語教育の目的と全体構造を明らかにする
  - ②学習指導要領の問題点を実践的・理論的に明らかにする
  - ③評価方法と課題を明らかにする
  - ④小学校での外国語活動の実態と課題を明らかにする
- (2) 外国語教育の内容と方法
- ①言語体系（音声・文字・語彙・文法）の教育内容と方法を明らかにする
  - ②言語活動（音声コミュニケーションと文字コミュニケーション）の教育内容と方法を明らかにする
  - ③取り上げる材料の選定・掘り起こしを行い、その指導過程を明らかにする

### ◇共同研究者

鈴木史朗（元教育大釧路校） 犬上達也（南富良野中学校）

### ◇司会者

関山信雄（釧路商業高校） 菅野信一（厚沢部町鷗中学校）

### 第3分科会

## 社会科教育

- (1) 社会科・地歴科・公民科教育を取り巻く現状と課題の検討  
安全保障関連法案、次期学習指導要領、18歳選挙権、  
「政治的中立」、歴史認識、原発・震災、教科書採択  
など
- (2) 社会科・地歴科・公民科教育の実践を共有し、その内  
容・方法のあり方をさぐる
  - ①小学校社会科実践のあり方について
  - ②地理教育実践のあり方について
  - ③歴史教育実践のあり方について
  - ④憲法・経済教育（公民教育）実践のあり方について
  - ⑤FW・総合的アプローチ・修学旅行等実践のあり方につ

いて

- ⑥社会科・地歴科・公民科を通じた教育課程のあり方につ  
いて

#### ◇共同研究者

伊藤雅康（札幌学院大学） 平井敦子（北海道歴教協）  
前田輪音（教育大札幌校） 山川 功（釧路市鳥取西小学校）  
本庄十喜（教育大札幌校）

#### ◇司会者

渋谷美和（苫小牧市凌雲中学校） 藤田省吾（森高校）  
角谷悦章（帯広緑陽高校）

### 第4分科会

## 数学教育

- (1) 「数学は本当におもしろいんだなあ」という気持ち  
にさせるにはどうしたらよいか
- (2) 楽しみながら、数学の世界が見える教材にはどんな  
ものがあるか
- (3) 子どもの学習意欲をもう上げる数学教育とはどんな  
ものがあるか

#### ◇共同研究者

須田勝彦（元北海道大学） 吉田陽一（道数協）  
高橋哲男（海星学院高校） 成田 収（道数協）

#### ◇司会者

但木 功（小樽市潮見台小学校） 真鍋和弘（札幌英藍高校）  
清水貞人（札幌大通高校） 山田美彦（釧路市大楽毛中学校）

### 第5分科会

## 理科教育

- (1) 子どもが楽しみながら自然科学の基礎を着実に学ぶ  
ことができる授業をどのようにつくるか
- (2) 子どもと教師の意欲を引き出す、わくわく実験やも  
のづくり教材をどのように開発するか
- (3) 「地域の自然」をどのように教材化するか
- (4) 「自然科学教育が育てる学力」を身につけることが  
できる教育課程をどのようにつくるか

#### ◇共同研究者

大野栄三（北海道大学） 梅津徹郎（北海道文科大学）  
田中邦明（教育大函館校） 境 智洋（教育大釧路校）

#### ◇司会者

篠原 暁（沼田町教育委員会） 中山裕一（根室市厚床中学校）  
宗像利忠（室蘭清水丘高校）

### 第6分科会

## 美術教育

- (1) 子どもたちを取り巻く様々な状況・実態を明らかに  
し、美術教育によって身に付けることのできる力をど  
のように育ててゆくかを現場の実践を通して研究を深  
める
- (2) 作品制作や鑑賞を通し、子どもたちが主体的に自己  
の感性を高め、達成感や心からの感動を味わうことが

できる授業や教材について研究する

#### ◇共同研究者

十河幸喜（江差高校） 上野秀実（釧路江南高校）  
茶谷裕樹（美深町仁宇布中学校） 大崎智尋（札幌白陵高校）



## 第7分科会

# 書 教 育

- (1) 正しく美しい文字を書きたい、思いや感情を込めた文字表現をしたい、自己の存在を何らかの形で確かめたいという子どもたちへの指導・援助のあり方を考える
- (2) 真の意味での「生きる力」を、書写・書教育を通じて習得できるようにするための教材・課題選びについて考える
- (3) 子どもたちをとりまく今日の社会や教育の現状を検

討し、子どもたちの「育ち」にとって、書教育がもつ可能性について検討する

### ◇共同研究者

野坂武秀（音更高校） 伊丸岡圭一（東川高校）

### ◇司会者

中谷幸代（砂川高校） 磯角広一（苫小牧西高校）

## 第8分科会

# 音 楽 教 育

- (1) 音楽教育の問題点とその解決の方向性を明らかにする
- (2) 生きいきとした音楽の授業はどうしたらつくれるのか  
そのための教材、子どもの見方、目標の設定と評価、  
授業方法を実践的に解明していく
- (3) 主体的な全校音楽文化活動のあり方とその実践づくり
- (4) 子どもの成長発達に即した音楽教育の展望を明らかにする

### ◇共同研究者

石窪 満（中学校講師） 渡辺 健（札幌市清田小学校）

### ◇司会者

山口政世（釧路市城山小学校）

富田暁美（旭川市東町小学校）

## 第9分科会

# 技 術 ・ 職 業 教 育

- (1) 技術・職業教育をめぐる状況
  - ①生徒をとりまく状況（学習・生活・進路）
  - ②教育条件の整備と北海道の教育政策
  - ③学校間連携・地域との連携
  - ④キャリア教育と技術・職業教育
- (2) 教育実践と学校づくり
  - ①中学校の教育実践（技術科）
  - ②高等学校の教育実践（専門学科）
  - ③職業教育・職業訓練と学力保障

### ④新学習指導要領と教育課程の編成

### ◇共同研究者

倉部静雄（岩見沢東高校） 町井輝久（元北海道大学）

上原慎一（北海道大学）

### ◇司会者

樋上 諭（旭川工業高校） 工藤英太郎（福島商業高校）

内糸俊男（江差北中学校）

## 第10分科会

# 家 庭 科 教 育

- (1) 総合的に学ぶ家庭科で子どもが主体となる学びをどうつくるか
  - ①子どもの生活の現状をどうとらえるか
  - ②小・中・高の現状はどうなっているか
  - ③家庭科における子ども主体の学びをどうつくるか
- (2) これからの家庭科教育
  - ①学習指導要領・教科書と家庭科

### ②家庭科教育に関わる条件整備

### ◇共同研究者

青木香保里（愛知教育大学） 増淵哲子（教育大札幌校）

内藤しをり（小清水高校） 岩佐美和子（雄武高校）

### ◇司会者

日下恵子（せたな町大成中学校） 福岡あゆみ（滝川西高校）



## 《学校保健分散会》

## (1) 学校保健の実践的課題

- ①子どもの健康・発達を保障する健康診断をどう創造していくか
- ②健康認識をどう育てるか
- ③様々な発達課題に向き合う子ども・青年の自立をどう援助するか
- ④自主的な保健委員会活動をどう育てるか
- ⑤民主的な学校保健づくりと地域・父母との連携

## (2) 学校保健の現状と課題

- ①子どもの健康・発達実態とその課題
- ②健康診断、予防接種、スクールカウンセラー、特別支援教育のあり方、いじめ問題をめぐる状況の交流
- ③保健指導（性教育を含む）の実践交流
- ④脱ゆとり教育・学力偏重主義が子どもたちに与える影響と課題

⑤学校保健をめぐる教育条件と養護教諭の権利問題の現状と課題

⑥全校配置・複数配置運動前進のための取り組み

## 《保健体育分散会》

- (1) 教育課程の編成と改善・充実
- (2) 保健体育の授業研究、実践交流と今後の課題
  - ①体育の授業実践の交流
  - ②誰でもできる授業の交流
- (3) 部活動・少年団・体育的行事の実践交流

## ◇共同研究者

大瀬 隆（札幌学院大学） 中島義夫（中標津東小学校）

樋口雅子（八雲中学校） 高松葉子（旭川東高校）

## ◇司会者

間山純子（神恵内中学校） 阿部佳苗（白老東高校）

三野宮公恵（音威子府小学校）

## (1) 「総合」の授業づくりにおけるアプローチとその成果についての検討

- ①学習者の要求（学びたいこと）と教師の要求（学ばせたいこと）の統一にどうとりくんだのか
- ②目標設定における知識・技能・情意の統一にどうとりくんだのか
- ③子どもにどのような力がついたのか、その検証はどのように行いうるのか

## (2) 「生活」の授業づくりにおけるアプローチとその成果についての検討

特に体験によって学ばれたことを、具体的に子どもの学習の成果から厳密に検証を図る

## (3) 総合・生活科と、学校づくりや教育課程との関係の在り方を探る

## (4) 私たちが、総合・生活科でつけたい「学力」とは何か？

- ①地域の学力とは何か
- ②誰の、何のための学力か

## ◇共同研究者

荒井真一（札幌大谷大学） 前田賢次（教育大札幌校）

村越含博（岩見沢市日の出小学校）

## ◇司会者

小宮秀紀（南幌養護学校）

内藤修司（稚内東小学校・宗谷教組専従）

- (1) 子ども・生徒の学力と発達の現状、小中学校における「全国学力・学習状況調査」の影響
- (2) 教育課程づくりのとりくみと課題
- (3) すべての子ども・生徒に確かな学力と発達を保障する、わかる授業と総合学習
- (4) 子ども・生徒の自治能力を育てる学級活動・部活動・生徒会活動など、それらを通じた学校づくり
- (5) 子どもたちの発達を保障する評価
- (6) 「道徳教育」押しつけの実態と、民主的人格をめざす道徳の実践

## ◇共同研究者

松代峰明(旭川南高校) 谷 光(北海道子どもセンター)

## ◇司会者

米家直子(池田高校) 中山晴生(上ノ国小学校)

- (1) 北海道の各地域に見られる子どもの生活状況
- ①発達に刻み込まれた『貧困』状況と発達要求を交流し、つかむ
- ②『学力』問題、ゼロトレランスに揺れる学校で子どもたちはどうなっているのかを交流する
- (2) 安心できる居場所づくりと自信を生み出す活動
- ①「学校」「教室」に安心できる居場所をどのようにつくり出したのか
- ②発達要求にもとづいた自信を生み出す活動をどのようにつくり出したのか
- (3) 子どもの現実と響き合う自治活動
- ①子どもと子ども、子どもと大人が語り合い、対話・討論・討議のなかでどのような合意をつくり出したのか
- ②『遊び』や『学び』を通して、平和的で共感的な世界をどのようにつくりだしたのか
- (4) 子どもをまん中においた共同
- ①子育て・教育実践の悩みを語り合う関係づくり
- ②子どもの発達を支援するネットワーク

## ◇共同研究者

橋本尚典(札幌市あいの里東中学校)

黒谷和志(教育大旭川校) 瓜屋 譲(元小学校教員)

井上大樹(北海道文教大学) 山田守成(夕張高校)

## ◇司会者

尾張 聡(有朋高校) 平本佳也(帯広市大空小学校)

石森由香利(芽室高校)

- (1) 国と地方、地方自治体の教育予算の問題点と子ども・教育への影響
- ①義務教育費国庫負担金や就学援助費の削減、学校統廃合・学校現業職「委託化」・「道立学校支援室」設置とその影響、私学助成の抑制と実態など
- ②「貧困と格差」拡大が子ども・教育に及ぼす影響、「高校就学支援金制度」問題、給食費・教材費などの学校徴収金の実態など
- (2) 教育費無償化、ゆきとどいた教育を求める運動の進め方
- ①少人数学級の実現、教職員定数増と労働条件の改善
- ②子どもの学習権と地域の教育を守る運動
- ③子ども・青年の修学保障、私学助成の拡充など教育予算充実の運動

## ◇共同研究者

西山正一(白糠小学校) 粟野正紀(教育大札幌校)

松野修江(札幌東高校)

## ◇司会者

永島敦史(枝幸小学校)

松井聖司(北海道高等聾学校)

## 第16分科会 子ども、父母参加の学校づくり

- (1) 子どもと学校、家族・家庭、地域の現状を、教育政策との関係を踏まえて、しっかりとつかむこと
- (2) 子ども、保護者と教職員、そして地域による学校づくりの実践交流をすること
- (3) 教職員集団の実態を踏まえ、同僚性を高め、教育的力量をどのように高めあうか。授業づくりや自治活動を中心としながら、教育活動と民主的学校づくりを共同的・創造的にすすめていくために何が必要かを明らかにすること
- (4) 学校づくりにおけるPTA、教職員組合、行政の役割をどうとらえ、その役割を発揮していくために何が必要かを明らかにすること
- (5) 政治が教育に大きく介入する情勢の下、「日の丸・君

- が代通知」「情報提供制度」などの教職員と学校を上から縛る政策や、「教職員評価制度」「査定昇給制度」など教職員への管理統制が進められる中、これからの学校づくりの課題を明らかにすること
- (6) 地域の衰退と「子どもの貧困」が進む中、福祉的支援がある学校づくりの視点を明らかにすること

### ◇共同研究者

西野 誠(当麻町宇園別小学校) 廣田 健(教育大釧路校)  
久保田直子(元北星余市高校)

### ◇司会者

渡来和夫(湧別高校) 古川正史(礼文町香深中学校)

## 第17分科会 地域における子育て・学習運動

- (1) 学校・地域における新たな動き
  - ①新自由主義(市場原理)に基づく教育体制の再編、効率主義の強化と格差の拡大(学校教育法、社会教育法の改定など)
  - ②市町村合併と学校統廃合による教育施設の格差拡大
  - ③学校教育における学力と評価「地域の教育力」の問い直し
  - ④「子ども・子育て支援新制度」導入に伴う課題
- (2) 地域における子育ての共同をどう広げるか
  - ①子育てについての親たちの悩み
  - ②子育てと学校教育の接点をどうつくるか

- ③地域における子育てネットワークをどう広げるか
- ④地域における子育ての共同と公的支援

### ◇共同研究者

河野和枝(北星大学大学) 鈴木敏正(札幌国際大学)  
大坂祐二(名寄市立大学) 山下由紀夫(北翔大学)  
若原幸範(稚内北星学園大学)

### ◇司会者

小西保範(枝幸町教育相談員)  
沢村紀子(さっぽろ子育てネットワーク)

## 第18分科会 地域と学校の文化・スポーツ活動

- (1) 政治や経済の動きが、文化・スポーツ活動にどのような影響を与えているのか。また、過剰な情報化社会が進展する中、子どもたちの現状はどのようになっているのか
- (2) 地域における文化・スポーツ活動をどのように進めたか  
(演劇・合唱・郷土・民族芸能・伝統行事・読書・読み聞かせ・図書館・スポーツサークル・学童保育など)
- (3) 学校における文化的・体育的活動をどのように進めたか  
(学校行事・生徒会行事・部活動・学校図書館・読書活動な

- ど)
- (4) 地域の文化活動・行事、スポーツ少年団などの現状はどのようになっているのか

### ◇共同研究者

桑原 清(教育大札幌校) 櫻井幹二(札幌厚別高校)  
下間隆雄(釧路商業高校)

### ◇司会者

荒井 到(講師 荒到夢形)  
佐々木一次(札幌市栄小学校)

## (1) 高大接続と大学改革の動向、それらが教育に及ぼす影響を明らかにする

- ① 高校生の学力と高校教育の変化、大学教育への影響
- ② 大学入試制度改革の動向（「基礎学力テスト」、センター試験・個別試験の改革、受験産業の影響）
- ③ 安倍政権の下、グローバル企業の要求と経済政策への従属を強める大学政策の動向
- ④ 目標・評価と経営改革を通じた統制（「ガバナンス改革」）は、教育・研究の現場に何をもたらしているか
- ⑤ 教員養成・研修政策（教員養成・資格制度、免許更新制、教職大学院）の動向と問題点を解明する

## (2) 国民のための大学創造のとりくみ、実践的課題

- ① 科学者と大学の社会的責任—研究不正、東日本大震災・福島第一原発事故の教訓

② 誰もが学ぶことのできる高等教育の創造（公費支出の拡充、生涯教育との連携）

③ 望ましい高大接続のあり方の探究（大学との関係を視野に入れた高校の学習・進路指導、高大連携）

④ 学生・教職員協働による研究・教育の創造

⑤ 学生の進路と社会的権利の保障

⑥ 教職員の賃金、健康、労働条件を守るとりくみ

## ◇共同研究者

白木沢旭児（北海道大学） 姉崎洋一（北海道大学）

光本 滋（北海道大学） 木戸口正宏（教育大釧路校）

片山一義（札幌学院大学）

## ◇司会者

中川 大（教育大札幌校）

## (1) 小学校・中学校における特別支援教育の実践と課題

- ① 通常学校における特別な支援や配慮の必要な子どもの教育の現状と課題
- ② 通級指導教室の教育の現状と課題
- ③ 障害児学級の教育の現状と課題

## (2) 障害児学校における教育実践と課題

- ① 乳幼児期から学齢期までの相談・保育・教育・福祉の現状と課題
- ② 訪問教育、医療的ケア、重度・重複障害児の教育の現状と課題
- ③ 寄宿舍教育の役割と教育実践
- ④ 「特別支援教育」の諸問題

## (3) 青年期における特別な支援や配慮の必要な子どもの教育および就労・社会参加に関する現状と課題

- ① 「高等部の在り方」報告に関わる課題
- ② 高等養護学校の教育実践、進路保障、専攻科の課題
- ③ 通常高等学校における特別な支援や配慮の必要な子どもの教育の現状と課題
- ④ 自立支援法の問題点と自立を可能とする生活保障の問

題

⑤ 卒業後の新たな取り組みの実践と課題

※1日目は「子ども理解」をテーマにシンポジウムを行います

## ◇共同研究者

岡山英次（チャレンジキャンパスさっぽろ）

永島宏人（北ひろしま福祉会法人本部）

戸田竜也（教育大釧路校） 村田 修（静内ベテカリの園）

二通 諭（札幌学院大学）

北村典幸（あかしあ労働福祉センター）

小淵隆司（教育大釧路校） 渡邊 悌（帯広市児童相談所）

玉島孝之（美唄養護学校）

## ◇司会者

西村宏志（新篠津高等養護学校）

菱木淳一（夕張高等養護学校）

市橋博子（釧路養護学校） 中川雅人（平取養護学校）

小野島直彦（南幌養護学校） 杉田文義（余市養護学校）

田中豊一（白糠養護学校）

地域における自然・環境問題、学校・地域における自然保護教育・環境教育をみつめ、課題や問題点を科学的・総合的にとらえ、それに基づいて我々が何をなすべきかを問い、明らかにします

- (1) 地域の自然・環境問題について、自然保護教育がどう行われ、子どもたちや地域住民にどう受け止められているのか、それぞれのとりくみについて交流し、課題を明らかにしましょう

生物多様性、外来種・生態系、希少種、自然の豊かさ、自然体験などをキーワードに討議を深めましょう

自然と人間の距離が今日ほどかけ離れてしまった時代は、かつてなかったかも知れません。この状況の中で自然への畏敬の念を育み、生命を慈しむ心情を育てるにはどのような自然体験、環境教育が必要かについて考えましょう

- (2) 6月頃からの台風の発生、大型化、局所的豪雨や猛暑など大きな被害が発生させる異常気象をもたらしている気候変動の実情と原因について学びましょう

地震や火山噴火による災害など自然環境としなやかに共生しつつ被害をいかにして軽減するかについて考えましょう

- (3) 福島第一原発事故から四年半余り、事態は現在も全く収束しておらず、我々に大きな問題を投げかけ続けています。その一方で鹿児島県の川内原発が再稼働するなど、電力各社、政府は再び「安全神話」を宣伝しつつ原発の再稼働を画策し、海外への原発輸出も画策

しています

しかし、福島では内部被曝による影響と疑われる事象も報告され始めています

深刻化する汚染水問題をどうするのか、原発の安定的な収束をどう行うのか、放射能汚染にどう対処するのか、人類は原発と共存できるのか、原発に替わるエネルギーをどうするのか、これらの問題に正面から向き合い、議論しましょう

- (4) 気候変動の原因となっていると考えられる地球温暖化問題とグローバリズム経済によって拡大する地球規模の経済格差について、学校・地域でどう取り上げられ実践されているのか、現状と課題を考えましょう
- (5) 運動や教育実践の中で、教師・研究者・地域住民の横の連携、ネットワークの現状は、どのようになっているのか。連携を深める仕組み作りや課題を明らかにしましょう

#### ◇共同研究者

江見清次郎（元北海道大学）

寺島一男（大雪と石狩の自然を守る会）

日下哉（北海道自然エネルギー研究会）

金澤裕司（羅臼町教育委員会）

#### ◇司会者

三好敬一（札幌西高校） 大浦康宏（羅臼中学校）

植木玲一（札幌啓成高校）



## 《平和・憲法》

昨年夏「集団的自衛権」の閣議決定により、「戦争のできる国づくり」が具体的に始まりました。そして今年「安保関連法案」法制化が加速しているのはご承知の通りです

戦後70年の節目の年を迎え、この法案とからめ「平和」への取り組みをどう構築していくのか、その実践と理論を学びあいましょう

- (1) 「安全保障関連法案」により、日本はどうなるのか。そしてそれに対する私たちの理論立てをどう進めていくのか
- (2) 同時に憲法を守る運動をどのように展開していくのか
- (3) 戦後70年、「文化としての平和」を地域や教育現場でどのように展開していくのか

## 《人権・民族と教育》

- (1) アイヌ民族その他の民族的少数者が日本社会の中で

直面している課題を明らかにし、その克服のすじみちを考えます

- (2) アイヌ民族その他の民族的少数者の歴史と現状にかかわる課題を、教育実践としてどう取りあげたか、その成果を交流します
- (3) 国際社会や国内情勢の中で、少数者であるために、差別・無視・排除など様々な「人権」侵害に遭遇している人々の例について理解を深め、「人権」感覚の深化と、つながり合う行動への契機を探ります

## ◇共同研究者

箕口一哲(帯広農業高校) 神保大地(さっぽろ法律事務所)

内山 博(旅システム) 原島則夫(ほっかい新報)

小川隆吉(アイヌ協会札幌支部顧問長老会議)

清水裕二(少数民族懇談会)

## ◇司会者

菊池俊造(高退教) 野上徹哉(江別高校)

滝沢 正(北海道歴教協)

- (1) 子ども・家庭・学校・地域の現状を出し合い、その深い理解を図る

- ①子どもの声・文章を持ち寄り、検討する
- ②具体的事例から、分析、共有を図る

- (2) 子ども・青年の生活と発達の保障・援助という観点からの報告と検討を総合的に行う

- ①実践報告から、その分析と共有の中で、現代日本社会における子ども・青年の生活と発達について考える
- ②学校以外での実践や活動の報告を受け、発達援助のあり方を総合的に検討する

- (3) 子ども・青年の発達援助に関わる方々の困難と希望

を話し合う

- ①教師だけでなく、幅広い発達援助職の方々との交流と対話を通して連携と共同のあり方を深める
- ②子ども・青年の発達と教育分科会の価値の再認識を図る

## ◇共同研究者

内島貞雄(教育科学研究会) 庄井良信(教育大学札幌校)

## ◇司会者

池田考司(奈井江商業高校) 飛田登美夫(元中学校教員)

吉田圭子(札幌市新川西中学校)

(1) 不登校・登校拒否・高校中退・ひきこもりの現状の認識を深める

- ①小・中・高・地域の実態の変化
- ②「経済格差」「子どもの貧困」の実態

(2) 解決に向け、どのようにとりくんでいるか

- ①文科省の「対策」について検討
- ②進路・就労の実態
- ③全道の支援機関の交流とネットワーク
- ④親の会の活動と願い

(3) 私たちができることを考える

- ①公的支援の充実をより強く求める活動
- ②青年期以降の就労の契機や情報のあり方

◇共同研究者

田中 敦（北星学園大学附属高校「教育相談室」）

ト部喜雄（高校教育研究所）

相馬契太（北海道フリースクールネットワーク）

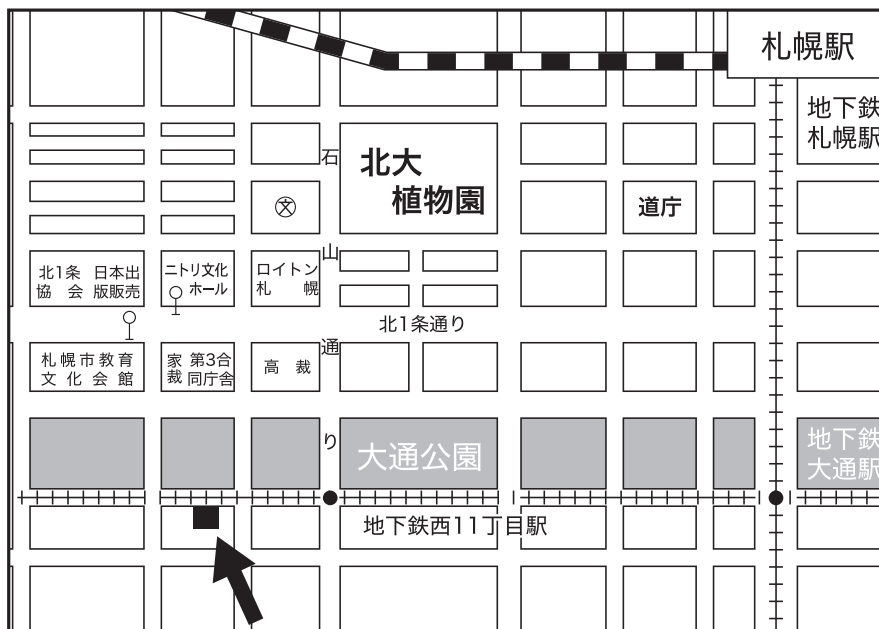
◇司会者

平野純生（北星学園余市高校） 多田和夫（元小学校教員）

新保 敦（旭川工業高校）



# 会議・集会・学習会に最適、安くて便利な 北海道高等学校教職員センター



札幌市中央区大通り西12丁目

地下鉄東西線西11丁目駅下車 徒歩5分

申込みは…専用電話

**011-271-3627**

## その気持ちをささえたい

子ども・先生・保護者の悩み相談  
〈月～金曜日 13:30～16:30〉

TEL (011) 261-4152  
FAX

メール相談も受付しています。  
sodan@dokokyoso.jp

子どもたちのすこやかな成長を

**北海道高等学校教職員センター附属教育研究所・相談所**

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター

ホームページ

<http://sodan.xsrv.jp>



**田井モータース(株)で安心な整備車検を!**



田井モータース(株)は、川上企画の指定工場です。  
保険加入者の方には車検時、エンジンオイル交換サービスを致します。  
車検だけではなくちょっと擦ったり、凹んだりなどでお困りの時、お見積りは無料ですので是非お気軽にお問い合わせください。リサイクル部品でお安く修理出来ます!  
タイヤ、カー用品なども格安にてご提供させていただきますので、ご相談ください♪



川上企画指定工場 / 札幌陸運局指定工場  
車検整備・一般整備・板金塗装・各種自動車販売・各種ローン取り扱い

**田井モータース株式会社**

札幌市中央区北10条西21丁目11

電話 011-621-6569 fax 011-621-2367

ホームページアドレス <http://taimotors.jp/>

●信頼と実績の65年 教育版発刊40年

日刊教育版 / 日刊建設版発行



**株式会社北海道通信社**

取締役社長 松木慶喜

本社 / 札幌市中央区北5条西6丁目(道通ビル) TEL222-3521 FAX222-3532  
支社 / 東京・旭川・函館・釧路・帯広・岩見沢 支局 / 室蘭・網走・小樽・稚内・留萌・浦河・根室  
・倶知安・江差  
系列会社 / 北海道通信ビル(株)・北海道通信印刷(株)・北海道通信広告(株)  
(株)北海道通信販売所・北海道通信商事(株)・道通ビル管理(株)

“いのちの平等”かかげて62年。

いつでも、どこでも、お金の心配なく医療や介護を受けられる社会をめざして。

北海道民主医療機関連合会 会長 堺 慎

札幌市北区北14条西3丁目1-12 電話011-758-4596

ホームページURL: <http://www.dominiren.gr.jp/>

みんないれん  
民医連は、勤医協の病院・診療所をはじめ、保険薬局、介護・福祉事業所などで構成する連合会です。お困りの方は、気軽にご相談ください。

教職員の事故対応で26年の実績！！

教職員と家族の安心のために

# 全教自動車保険

「被害者救済・加害者保護」の事故対応！！

日々、子供と教育のために奮闘している教職員が、万が一事故を起こしたとき、安心して教育活動に専念できるようにしたい。教職員の自動車保険として「被害者の救済と加害者保護」、「安心・迅速な事故解決」に取り組んでいます。

「教職員の身分を守る」事故対応！！

加害者となった加入者には、相手方への慰謝の念をつくすようアドバイスし、その加入者の思いが相手被害者に伝わるよう努めています。同時に、加入者の要望をふまえて、加入者・組合・代理店・損保会社・弁護士・専門家等で集团的に対策を協議し、早期の示談と検察庁への働きかけで起訴を回避することによって、教職員の身分を守っていきます。

「お車購入サポート制度」

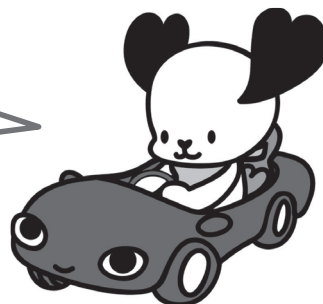
信頼できるお近くの自動車ディーラーを紹介し、マイカー購入をサポートします。

「大口団体割引5%」

通常の団体割引と合わせ個人契約より約10%割安です。

大好評！！

ハーゲンダッツが当たる！  
あなたをマモルン見積キャンペーン実施中!!  
(期間平成27年4月～平成28年3月末まで)



お申込み、ご相談は！！

高教組・道教組・私教組指定代理店

**(有)川上企画**

TEL 0120-222-789

FAX 011-218-2472

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目4番78号 ウェスト12 1F

営業時間 平日9:00から17:30まで、土曜日9:00から12:00まで

— 引受保険会社：東京海上日動火災株式会社 —



# 子どもたちに戦争させない！ 豊かな教育をめざそう！

平和憲法を守り真実をつらぬく民主教育を！

当日、ポプラ書房には、戦争法関係、教育問題、憲法問題、原発問題、慰安婦問題、若者の貧困等多数書籍を用意しています。是非、お立ち寄りください。

〈民主書店〉 **ポプラ書房** 〒065-0012 札幌市東区北12条東2丁目3番2  
☎ (011) 721-2135  
Fax (011) 721-2136

より豊かなビジネス・暮らしのお手伝い

## 株式会社リヴィノールシステム

事務機器・事務用品・清掃業務全般・日用雑貨

損害保険代理店(損保ジャパン・三井住友海上・東京海上日動)  
生命保険代理店(損保ジャパン日本興亜ひまわり生命)

☎007-0871 札幌市東区伏古十一一条1丁目1-15 ☎011-783-3544 FAX011-784-7227

# ニチドク

オフィス マシン ホスピタル  
(各種事務機ノ整備ト販売)

# ニチドク ジムキ カカ

ニチドク 事務機 株式会社

代表取締役 中原 信

〒001-0010 札幌市北区北10西1 (MCビル) TEL (011)736-0267 FAX (011)737-7662  
〒061-3202 石狩市花川南2条5丁目203 TEL (0133)73-1711 FAX (0133)72-5551  
〒068-0827 岩見沢市春日町3丁目9番3号 TEL (0126)22-6100 FAX (0126)22-6101

ろうきんなら、  
**いろいろなATMで**  
**お引出し手数料を**  
**キャッシュバック。**

ATMお引出し手数料



実質

いいことあるね!

※ろうきん以外のATMをご利用の場合、お引出し手数料は一旦口座から引落しされますが、即時に利用口座へ入金いたします。

ろうきんイメージモデル 高垣麗子

使えるATMはこんなにも

**セブン銀行**  
(主な設置先:セブン イレブン イトヨーカードーなど)

**イオン銀行**  
(主な設置先:イオン・マックスバリュ・ミニストップなど)

**ゆうちょ銀行**

**銀行・信金・信組**  
※全国のMICS加盟の金融機関

たとえばこんなコンビニでも

主な設置先	LAWSON	FamilyMart	ローソン	7-Eleven	Daily	SAISON	Seicomart	セブン	7-11
運営会社	ATM	E net						BankTime	ZERO BANK

※一部設置していない店舗や営業時間などにより、ご利用いただけない場合があります。ATMの設置場所および利用時間等につきましては、各銀行および運営会社のホームページをご覧ください。

詳しくは店頭へお問い合わせください。ホームページでもろうきんの情報をご覧いただけます。



## つながりあう3つの事業。

### 守るべきデータを、 攻めの切り札に。

確かなシステム運用管理から、データの有効活用まで。さまざまな手法で、ビジネス効率を最大化します。



### すべての課題に、 鮮やかなシステムを。

あらゆるニーズに応じて、コンサルティングから保守に至るまで、トータルでシステム構築を手がけます。

### 暮らしを豊かにする ソフトウェアを。

クオリティとコストパフォーマンスを高いレベルで両立。幅広い案件に対応できる高い技術力をご提供します。

## HBA Relation System

「IT」で「幸せ」に挑む。



www.hba.co.jp

株式会社HBA

・ 本社  
・ HBAシステムビル  
・ 東京支社  
・ 関西ソリューションセンター  
・ 営業所

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8  
〒060-0032 札幌市中央区北2条東7丁目84番地  
〒140-0002 品川区東品川4丁目10番13号KDX東品川ビル  
〒532-0003 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル14階  
旭川・北見・帯広・釧路・室蘭・佳内

TEL.011-231-8301  
TEL.011-232-7421  
TEL.03-3450-7131  
TEL.06-6393-1810



# 北海道合同法律事務所

わたしたちは自由法曹団の伝統をうけつぐ地域密着型の事務所として、市民の皆様が抱える多様な法律問題の解決に取り組んでいます。心配事やもめごとは、一人で悩まず、17名の個性豊かな弁護士にご相談下さい。

○初回相談料無料(40分)

★夜間相談もあります  
★予約をお願いします

北海道合同法律事務所 検索



<札幌弁護士会所属(男14名、女3名)>

池田 賢太	石田 明義	内田 信也	小野寺信勝	香川 志野	加藤 文晴
笹森 学	佐藤 哲之	佐藤 博文	中島 哲	長野 順一	川上 有
橋本 祐樹	廣谷 陸男	三浦 桂子	山田 佳以	渡辺 達生	

お問い合わせは 011-231-1888

札幌市中央区大通西12丁目  
北海道高等学校教職員センター5階

## 5000 アイテムの品揃えは道内最大級

大きな紙から  
小さな紙まで  
一枚からお買  
い求め頂ける  
紙専門店です



パンフレット  
案内状など各  
種見本からス  
タッフがご相  
談に応じます

(株)ペーパーショップサクマ

札幌市中央区南1条東4丁目(南大通り)

Tel 011(210)8401 Fax 011(210)8420

営業/平日 10:00-19:00/土曜 10:00-17:00/定休日日曜・祝日  
地下鉄東西線バスセンター前駅9番出口そば

全教共済

## 秋募集 はじまったよ!

募集期間  
2015年11月30日まで

火災共済・生命共済・医療共済  
新傷害共済・年金共済

全教共済

## 自然災害にも安心の 火災共済

冠水汚損  
見舞金

新設







人をつなげる。夢をひろげる。

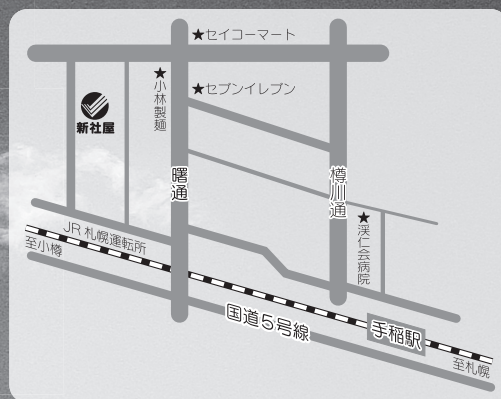
# きかんし印刷

(株)北海道機関紙印刷所

〒006-0832 札幌市手稲区曙2条3丁目2-34

TEL 011-686-6141 FAX 011-676-6684

## www.hki.co.jp



## あなたの『思い』を本に！

自伝・俳句・短歌・詩集・画集・写真集・旅行記など…お気軽にご相談ください。

TEL 011-686-6141 FAX 011-676-6684 E-mail: sales@hki.co.jp

株式会社北海道機関紙印刷所 [www.hki.co.jp](http://www.hki.co.jp)



教職員を守る新しいカタチ

全教共済

# そろえば安心 ビッグスリー

ワン 総合共済

ツー 教職員賠償責任共済

2015年4月補償開始

スリー 暮らしの賠償責任共済

3つまとめて  
月々  
900円

## 補償のあつみが違います

全教共済に、新しく「暮らしの賠償責任共済」が誕生。  
2015年4月補償開始。補償額は“国内事故は無制限”に。  
しかも“示談交渉代行付き”。教職員賠償責任共済  
(職務上での賠償)とあわせて、職場と日常での「もしも!」の  
時に大きな安心。ビッグスリーがあなたをサポートします。  
総合共済とセットでの加入をおすすめします。

\*このチラシは団体総合生活保険および自動車保険の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合には、各共済会、代理店までお問い合わせ下さい。

プラス1

## 全教自動車保険

保険料が割安な  
団体扱・集団扱  
を実施

教職員とその家族を守って25年。教職員の仕事、くらしを熟知しているからこそおすすめする「全教基本セット」。そして何より、万一のとき、代理店、保険会社、教職員組合がスクラムを組んで加入者を支えます。



\*全教自動車保険は全日本教職員組合が東京海上日動火災保険株式会社と提携して実施する団体扱・集団扱自動車保険です。

お問い合わせ  
お申込みは

道教組共済会 ☎ 011-742-0101  
道高教組共済会 ☎ 011-271-4379

FAX 011-742-1001  
FAX 011-271-4383

専用電話 011-752-2929  
フリーダイヤル 0120-271-437

# 日本国憲法〔抜粋〕(1947年5月3日施行) (1946年11月3日公布)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本の国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

**第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 〔基本的人権〕

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有

を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

## 〔自由及び権利の保持義務と公共福祉〕

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

## 〔個人の尊重〕

**第13条** すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## 〔平等原則・貴族制度の否認・栄典の限界〕

**第14条** すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的又は社会的関係において差別されない。

## 〔奴隷的拘束及び苦役からの自由〕

**第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

## 〔思想及び良心の自由〕

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

## 〔信条の自由〕

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を公使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

## 〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一

切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

## 〔居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由〕

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

## 〔学問の自由〕

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

## 〔生存権・国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

**第25条** すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## 〔労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止〕

**第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 〔労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権〕

**第28条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

## 〔公の財産の用途制限〕

**第89条** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維



持のため、又は公の支配に属していない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔憲法改正の発議・国民投票・公布〕

**第96条** この憲法の改正は、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成す

るものとして、直ちにこれを公布する。

## 第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の尊厳〕

**第98条** この憲法は、国の最高法規であつて、

その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

**第99条** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 子どもの権利条約〔抜粋〕(1989年11月20日国連採択 1994年5月22日発効)

### 第3条 (子どもの最善の利益)

1 子どもに関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されるものとする。

### 第6条 (生命への権利、生存・発達への確保)

1 締約国は、すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを認める。  
2 締約国は、子どもの生存及び発達を最大限可能な限り確保する。

### 第12条 (意見表明権)

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、子どもの意見は、その子どもの年齢及び成熟度に従って正当に重視されるものとする。

### 第13条 (表現・情報の自由)

1 子どもは、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

### 第14条 (思想・良心・宗教の自由)

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由について子どもの権利を尊重する。

### 第15条 (結社・集会の自由)

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会

の自由についての子どもの権利を認める。

### 第23条 (障害児の権利)

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する子どもが、その尊厳を確保し、自立を促進し、社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

### 第27条 (生活水準への権利)

1 締約国は、子どもの身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための十分な生活水準についてのすべての子どもの権利を認める。

### 第28条 (教育への権利)

1 締約国は、教育への子どもの権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に… (以下、省略)。

### 第29条 (教育の目的)

1 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。  
(a) 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を本来可能性としてかつ最大限まで発達させること。  
(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。  
(c) 子どもの父母、子どもの文化的アイデンティティ、言語及び価値観、子どもの居住国及び出身国の国民的諸価値並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。  
(d) すべての人民の間の、種族的、国民

的及び宗教的集団間の並びに先住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために子どもに準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

### 第30条 (少数者・先住民の子どもの権利)

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である子どもは、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

### 第31条 (休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加)

1 締約国は、休息及び余暇についての子どもの権利並びに子どもがその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

\*政府訳を基本とし、部分的にユニセフ訳を採用しています。

\*政府訳の「児童」は、すべて「子ども」という表現におきかえています。

\*各条文の見だしは『10改訂ポケット版・子どもの権利ノート』(子どもの権利・教育・文化全国センター)に掲載されているものを採用しています。



## 「47教育基本法」 (1947年3月31日公布施行)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認めなければならない。

第六条(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、

これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第一〇条(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。

第一一条(補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

### 附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

